

お客さま各位

水戸証券株式会社

## 『契約締結前交付書面（C）』新旧対照表

当社では、2020年7月27日より「契約締結前交付書面（C）」について一部変更いたしましたので、ご案内いたします。

## 〔変更内容〕

- ・総合取引所（大阪取引所）での商品関連市場デリバティブ取引の取扱い開始に伴う改訂等。

## 〔変更箇所〕

変更箇所につきましては、以下のとおりです。

【下線部分に変更した箇所です。】

新（変更後）	旧（変更前）
<p data-bbox="161 775 790 808">国債先物・オプション取引の契約締結前交付書面</p> <div data-bbox="172 837 794 1727" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="193 857 392 891"><u>証拠金について</u></p> <p data-bbox="193 907 783 1272">・国債先物取引・国債先物オプション取引（売付け）を行うにあたっては、別紙1「国債先物・オプション取引に係る手数料等について」に記載の証拠金（後段3.（1）に記載の現金不足額を除き、<u>有価証券（以下、「代用有価証券」といいます。）</u>により代用することが可能です。）を担保として差し入れ又は預託をしていただきます。</p> <p data-bbox="193 1288 783 1462">・証拠金について有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙2「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。</p> <p data-bbox="193 1478 783 1704">・証拠金の額は、SPANにより、先物・オプション取引全体の建玉から生ずるリスクに応じて計算されますので、国債先物・オプション取引の額の証拠金の額に対する比率は、常に一定ではありません。</p> </div>	<p data-bbox="825 775 1453 808">国債先物・オプション取引の契約締結前交付書面</p> <div data-bbox="836 837 1463 1727" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="857 857 1056 891"><u>証拠金について</u></p> <p data-bbox="857 907 1453 1223">・国債先物取引・国債先物オプション取引（売付け）を行うにあたっては、別紙1「国債先物・オプション取引に係る手数料等について」に記載の証拠金（後段3.（1）に記載の現金不足額を除き、有価証券により代用することが可能です。）を担保として差し入れ又は預託をしていただきます。</p> <p data-bbox="857 1288 1453 1462">・証拠金について有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙2「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。</p> <p data-bbox="857 1478 1453 1704">・証拠金の額は、SPANにより、先物・オプション取引全体の建玉から生ずるリスクに応じて計算されますので、国債先物・オプション取引の額の証拠金の額に対する比率は、常に一定ではありません。</p> </div>

新（変更後）	旧（変更前）
<p><b>国債先物取引のリスクについて</b></p> <p>国債先物の価格は、金利の変動の影響等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、国債先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。したがって、国債先物取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省 略）</li> <li>・（省 略）</li> </ul> <p><b>※ <u>大阪取引所において、同一の先物・オプション口座で国債先物取引以外の先物取引又はオプション取引（指数先物・オプション取引、有価証券オプション取引、国債先物オプション取引及び商品先物・オプション取引）を取引する場合、当該先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、国債先物取引以外の取引において相場の変動により証拠金が不足し、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要になる場合があります。また、所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが国債先物取引に関して発生したものでなくても、国債先物取引の建玉が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。</u></b></p> <p>・所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省 略）</li> <li>・（省 略）</li> <li>・（省 略）</li> <li>・（省 略）</li> </ul>	<p><b>国債先物取引のリスクについて</b></p> <p>国債先物の価格は、金利の変動の影響等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、国債先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。したがって、国債先物取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（現行どおり）</li> <li>・（現行どおり）</li> </ul> <p><b><u>（追加）</u></b></p> <p>・所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（現行どおり）</li> <li>・（現行どおり）</li> <li>・（現行どおり）</li> <li>・（現行どおり）</li> </ul>

新（変更後）	旧（変更前）
<p data-bbox="183 219 758 253"><u>&lt;国債先物オプションの売方特有のリスク&gt;</u></p> <ul data-bbox="193 271 323 347" style="list-style-type: none"> <li>・（省 略）</li> <li>・（省 略）</li> </ul> <p data-bbox="183 365 774 1209"> <u>※ 大阪取引所において、同一の先物・オプション口座で国債先物オプション取引以外の先物取引又はオプション取引（指数先物・オプション取引、有価証券オプション取引、国債先物取引及び商品先物・オプション取引）を取引する場合、当該先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、国債先物オプション取引以外の取引において相場の変動により証拠金が不足し、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要になる場合があります。また、所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが国債先物オプション取引に関して発生したものでなくても、国債先物オプション取引の建玉が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。</u> </p> <ul data-bbox="183 1227 774 1691" style="list-style-type: none"> <li>・所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で売建玉の一部又は全部が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。</li> <li>・（省 略）</li> <li>・（省 略）</li> <li>・（省 略）</li> </ul>	<p data-bbox="853 219 1428 253"><u>&lt;国債先物オプションの売方特有のリスク&gt;</u></p> <ul data-bbox="863 271 1058 347" style="list-style-type: none"> <li>・（現行どおり）</li> <li>・（現行どおり）</li> </ul> <p data-bbox="895 365 1013 398"><u>（追 加）</u></p> <ul data-bbox="853 1227 1444 1691" style="list-style-type: none"> <li>・所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。</li> <li>・（現行どおり）</li> <li>・（現行どおり）</li> <li>・（現行どおり）</li> </ul>

新（変更後）	旧（変更前）
<p>2. 国債先物オプション取引の仕組みについて</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 取引の期限</p> <p><u>国債先物オプション取引は、毎月の末日（末日が休業日又は半休日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日を取引最終日とする取引（限月取引といたします。）に区分して行い、取引最終日の午後立会をもって取引終了となります。また、各限月取引のうち、</u></p> <p><u>・3月、6月、9月及び12月の前月に取引最終日が到来する限月取引は、2限月取引制とし、各限月取引の取引期間は6か月とします。なお、直近の限月取引の取引最終日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の午前立会から新しい限月取引が開始されます。</u></p> <p><u>・3月、6月、9月、及び12月以外の月の前月に取引最終日が到来する限月取引は、当該限月取引の取引最終日の属する月の前月の1日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の午前立会から新しい限月取引が開始されます。</u></p> <p>各限月取引は、取引最終日後最初に受渡決済期日が到来する国債先物取引の限月取引を権利行使対象先物限月取引とします。</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>(5) (省 略)</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(7) (省 略)</p> <p>3. 証拠金について</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>a 証拠金所要額</p> <p>同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の①から②を差し引き、③を加えて得た額となります。</p> <p>*先物・オプション取引とは、国債先物取引、国債先物オプション取引、指数先物取引、指数オプション取引、<u>有価証券オプション取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引</u>をいいます。</p> <p>①SPAN証拠金額</p>	<p>2. 国債先物オプション取引の仕組みについて</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 取引の期限</p> <p><u>国債先物オプション取引は、3月、6月、9月及び12月の前日の末日（末日が休業日又は半休日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日を取引最終日とする取引（限月取引といたします。）（以下「四半期限月取引」といいます。）とその他の限月取引に区分して行われており、四半期限月取引とその他の限月取引の組み合わせにより限月取引が設定されています。</u></p> <p><u>また、四半期限月取引は、直近の限月取引の取引最終日の終了する日の翌日から、その他の限月取引は、当該限月取引の最終取引日の終了する日の属する月の前月の1日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から新しい限月取引が開始されます。</u></p> <p>各限月取引は、取引最終日後最初に受渡決済期日が到来する国債先物取引の限月取引を権利行使対象先物限月取引とします。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>3. 証拠金について</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>a 証拠金所要額</p> <p>同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の①から②を差し引いて得た額となります。</p> <p>*先物・オプション取引とは、国債先物取引、国債先物オプション取引、指数先物取引、指数オプション取引<u>及び有価証券オプション取引</u>をいいます。</p> <p>①SPAN証拠金額</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p>SPAN証拠金額は、先物・オプション取引の建玉についてSPANにより計算した証拠金額です。</p> <p>②ネット・オプション価値の総額            ネット・オプション価値の総額は、買オプション価値の総額から売オプション価値の総額を差し引いて得た額です。買オプション価値及び売オプション価値は、次のとおりです。            買オプション価値の総額            :買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額            売オプション価値の総額            :売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額            *オプション取引とは、国債先物オプション取引、指数オプション取引、<u>有価証券オプション取引及び商品先物オプション取引</u>をいいます。            *清算価格は、原則として清算機関が定める理論価格とします。</p> <p>③ <u>取引受渡証拠金</u>  <u>取引受渡証拠金は受渡により決済を行う場合に必要となる証拠金額として、清算機関が定める証拠金額です。</u>            *取引受渡証拠金は、受渡を伴う商品先物取引についてのみ算出されます。</p> <p>b 受入証拠金の総額            証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額+代用有価証券の額(有価証券の時価×掛目<u>の合計</u>)±顧客の現金授受予定額            *受入証拠金の総額は、先物・オプション取引口座ごとに計算します。            *顧客の現金授受(受領又は支払)予定額            :計算上の損益(利益又は損失)額(先物取引の相場の変動に基づく損益額-計算上の利益の払出額)±顧客との間で授受を終了していない先物取引の決済損益額±顧客との間で授受を終了していないオプション取引の取引代金-顧客の負</p>	<p>SPAN証拠金額は、先物・オプション取引の建玉についてSPANにより計算した証拠金額です。</p> <p>②ネット・オプション価値の総額            ネット・オプション価値の総額は、買オプション価値の総額から売オプション価値の総額を差し引いて得た額です。買オプション価値及び売オプション価値は、次のとおりです。            買オプション価値の総額            :買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額            売オプション価値の総額            :売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額            *オプション取引とは、国債先物オプション取引、指数オプション取引<u>及び有価証券オプション取引</u>をいいます。            *清算価格は、原則として清算機関が定める理論価格とします。  <u>(追加)</u></p> <p>*取引受渡証拠金は、受渡を伴う商品先物取引についてのみ算出されます。</p> <p>b 受入証拠金の総額            証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額+代用有価証券の額(有価証券の時価×掛目)            ±顧客の現金授受予定額            *受入証拠金の総額は、先物・オプション取引口座ごとに計算します。            *顧客の現金授受(受領又は支払)予定額            :計算上の損益(利益又は損失)額(先物取引の相場の変動に基づく損益額-計算上の利益の払出額)±顧客との間で授受を終了していない先物取引の決済損益額±顧客との間で授受を終了していないオプション取引の取引代金-顧客の負</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p>担すべきもので金融商品取引業者が必要と認める額</p> <p>＊先物取引の相場の変動に基づく損益額は、新規の売付け又は買付けに係る約定値段と前取引日の清算価格との差額に基づき算出されます。なお、他の先物取引を、同じ先物・オプション取引口座において行っている場合には、その損益額を含みます。</p>	<p>担すべきもので金融商品取引業者が必要と認める額</p> <p>＊先物取引の相場の変動に基づく損益額は、新規の売付け又は買付けに係る約定値段と前取引日の清算価格との差額に基づき算出されます。なお、他の先物取引を、同じ先物・オプション取引口座において行っている場合には、その損益額を含みます。</p>
<p><b>指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面</b></p>	<p><b>指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面</b></p>
<div data-bbox="164 678 793 1585" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>証拠金について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指数先物オプション取引（売建て）を行うにあたっては、別紙1「指数先物オプション取引に係る手数料等について」に記載の証拠金（後段3.（1）に記載の現金不足額を除き、<u>有価証券（以下、「代用有価証券」といいます。）</u>により代用することが可能です。）を担保として差し入れ又は預託していただきます。</li> <li>・証拠金について有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙2「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。</li> <li>・証拠金の額は、SPANにより、先物・オプション取引全体の建玉から生ずるリスクに応じて計算されますので、有価証券オプション取引の額の証拠金の額に対する比率は、常に一定ではありません。</li> </ul> </div>	<div data-bbox="834 678 1473 1585" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>証拠金について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指数先物オプション取引（売建て）を行うにあたっては、別紙1「指数先物オプション取引に係る手数料等について」に記載の証拠金（後段3.（1）に記載の現金不足額を除き、有価証券により代用することが可能です。）を担保として差し入れ又は預託していただきます。</li> <li>・証拠金について有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙2「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。</li> <li>・証拠金の額は、SPANにより、先物・オプション取引全体の建玉から生ずるリスクに応じて計算されますので、有価証券オプション取引の額の証拠金の額に対する比率は、常に一定ではありません。</li> </ul> </div>

指数先物取引のリスクについて

指数先物の価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、指数先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、指数先物取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- ・（省 略）
- ・（省 略）

※ 大阪取引所において、同一の先物・オプション口座で指数先物取引以外の先物取引又はオプション取引（指数オプション取引、有価証券オプション取引、商品先物・オプション取引及び国債先物・オプション取引）を取引する場合、当該先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、指数先物取引以外の取引において相場の変動により証拠金が不足し、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要になる場合があります。また、所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが指数先物取引に関して発生したものでなくても、指数先物取引の建玉が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。

・所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。

- ・（省 略）
- ・（省 略）
- ・（省 略）

指数先物取引のリスクについて

指数先物の価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、指数先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、指数先物取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- ・（現行どおり）
- ・（現行どおり）

（追加）

・所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。

- ・（現行どおり）
- ・（現行どおり）
- ・（現行どおり）

新（変更後）	旧（変更前）
<p><u>指数オプションの売方特有のリスク</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省 略）</li> <li>・（省 略）</li> </ul> <p>※ <u>大阪取引所において、同一の先物・オプション口座で指数オプション取引以外の先物取引又はオプション取引（指数先物取引、有価証券オプション取引、商品先物・オプション取引及び国債先物・オプション取引）を取引する場合、当該先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、指数先物オプション取引以外の取引において相場の変動により証拠金が不足し、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要になる場合があります。また、所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが指数先物オプション取引に関して発生したものでなくても、指数先物オプション取引の建玉が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で売建玉の一部又は全部が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。</li> <li>・（省 略）</li> <li>・（省 略）</li> </ul>	<p><u>指数オプションの売方特有のリスク</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（現行とおおり）</li> <li>・（現行とおおり）</li> </ul> <p><u>（追 加）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で売建玉の一部又は全部を決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。</li> <li>・（現行とおおり）</li> <li>・（現行とおおり）</li> </ul>
<p>3. 証拠金について</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>a 証拠金所要額</p> <p>同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の①から②を差し引き、③を加えて得た額となります。</p> <p>*先物・オプション取引とは、国債先物取引、国</p>	<p>3. 証拠金について</p> <p>(1) (現行とおおり)</p> <p>a 証拠金所要額</p> <p>同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の①から②を差し引いて得た額となります。</p> <p>*先物・オプション取引とは、国債先物取引、国</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p>債先物オプション取引、指数先物取引、指数オプション取引、<u>有価証券オプション取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引</u>をいいます。</p>	<p>債先物オプション取引、指数先物取引、指数オプション取引及び<u>有価証券オプション取引</u>をいいます。</p>
<p>①SPAN証拠金額 SPAN証拠金額は、先物・オプション取引の建玉についてSPANにより計算した証拠金額です。</p>	<p>①SPAN証拠金額 SPAN証拠金額は、先物・オプション取引の建玉についてSPANにより計算した証拠金額です。</p>
<p>②ネット・オプション価値の総額 ネット・オプション価値の総額は、買オプション価値の総額から売オプション価値の総額を差し引いて得た額です。買オプション価値及び売オプション価値は、次のとおりです。 買オプション価値の総額 ：買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額 売オプション価値の総額 ：売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額 *オプション取引とは、国債先物オプション取引、指数オプション取引、<u>有価証券オプション取引及び商品先物オプション取引</u>をいいます。 *清算価格は、原則として清算機関が定める理論価格とします。</p>	<p>②ネット・オプション価値の総額 ネット・オプション価値の総額は、買オプション価値の総額から売オプション価値の総額を差し引いて得た額です。買オプション価値及び売オプション価値は、次のとおりです。 買オプション価値の総額 ：買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額 売オプション価値の総額 ：売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額 *オプション取引とは、国債先物オプション取引、指数オプション取引<u>及び有価証券オプション取引</u>をいいます。 *清算価格は、原則として清算機関が定める理論価格とします。</p>
<p>③ <u>取引受渡証拠金</u> <u>取引受渡証拠金は受渡により決済を行う場合に必要となる証拠金額として、清算機関が定める証拠金額です。</u> *取引受渡証拠金は、受渡を伴う商品先物取引についてのみ算出されます。</p>	<p><u>(追加)</u> *取引受渡証拠金は、受渡を伴う商品先物取引についてのみ算出されます。</p>
<p>b 受入証拠金の総額 証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額+代用有価証券の額（有価証券の時価×掛目<u>の合計</u>）±顧客の現金授受予定額 *受入証拠金の総額は、先物・オプション取引口座ごとに計算します。 *顧客の現金授受（受領又は支払）予定額</p>	<p>b 受入証拠金の総額 証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額+代用有価証券の額（有価証券の時価×掛目）±顧客の現金授受予定額 *受入証拠金の総額は、先物・オプション取引口座ごとに計算します。 *顧客の現金授受（受領又は支払）予定額</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p>：計算上の損益（利益又は損失）額（先物取引の相場の変動に基づく損益額－計算上の利益の払出額）±顧客との間で授受を終了していない先物取引の決済損益額±顧客との間で授受を終了していないオプション取引の取引代金－顧客の負担すべきもので金融商品取引業者が必要と認める額</p> <p>＊先物取引の相場の変動に基づく損益額は、新規の売付け又は買付けに係る約定数値（値段）と前取引日の清算数値（値段）との差額に基づき算出されます。なお、他の先物取引を、同じ先物・オプション取引口座において行っている場合には、その損益額を含みます。</p>	<p>：計算上の損益（利益又は損失）額（先物取引の相場の変動に基づく損益額－計算上の利益の払出額）±顧客との間で授受を終了していない先物取引の決済損益額±顧客との間で授受を終了していないオプション取引の取引代金－顧客の負担すべきもので金融商品取引業者が必要と認める額</p> <p>＊先物取引の相場の変動に基づく損益額は、新規の売付け又は買付けに係る約定数値（値段）と前取引日の清算数値（値段）との差額に基づき算出されます。なお、他の先物取引を、同じ先物・オプション取引口座において行っている場合には、その損益額を含みます。</p>
<p><b>有価証券オプション取引の契約締結前交付書面</b></p>	<p><b>有価証券オプション取引の契約締結前交付書面</b></p>
<p><u>証拠金について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券オプション取引（売建て）を行うにあたっては、別紙1「有価証券オプション取引に係る手数料等について」に記載の証拠金（後段4.（1）に記載の現金不足額を除き、有価証券（以下、「<u>代用有価証券</u>」といいます。）により代用することが可能です。）を担保として差し入れ又は預託していただきます。</li> <li>・証拠金について有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙2「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。</li> <li>・証拠金の額は、SPANにより、先物・オプション取引全体の建玉から生ずるリスクに応じて計算されますので、有価証券オプション取引の額の証拠金の額に対する比率は、常に一定ではありません。</li> </ul>	<p><u>証拠金について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券オプション取引（売建て）を行うにあたっては、別紙1「有価証券オプション取引に係る手数料等について」に記載の証拠金（後段4.（1）に記載の現金不足額を除き、有価証券により代用することが可能です。）を担保として差し入れ又は預託していただきます。</li> <li>・証拠金について有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙2「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。</li> <li>・証拠金の額は、SPANにより、先物・オプション取引全体の建玉から生ずるリスクに応じて計算されますので、有価証券オプション取引の額の証拠金の額に対する比率は、常に一定ではありません。</li> </ul>



新（変更後）	旧（変更前）
<p>4. 証拠金について</p> <p>(1) (省略)</p> <p>a 証拠金所要額</p> <p>同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の①から②を<u>差し引き</u>、③を<u>加えて</u>得た額となります。</p> <p>*先物・オプション取引とは、国債先物取引、国債先物オプション取引、指数先物取引、指数オプション取引、<u>有価証券オプション取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引</u>をいいます。</p> <p>①SPAN証拠金額</p> <p>SPAN証拠金額は、先物・オプション取引の建玉についてSPANにより計算した証拠金額です。</p> <p>②ネット・オプション価値の総額</p> <p>ネット・オプション価値の総額は、買オプション価値の総額から売オプション価値の総額を差し引いて得た額です。買オプション価値及び売オプション価値は、次のとおりです。</p> <p>買オプション価値の総額</p> <p>:買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額</p> <p>売オプション価値の総額</p> <p>:売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額</p> <p>*オプション取引とは、国債先物オプション取引、指数オプション取引、<u>有価証券オプション取引及び商品先物オプション取引</u>をいいます。</p> <p>*清算価格は、原則として清算機関が定める理論価格とします。</p> <p>③取引受渡証拠金</p> <p><u>取引受渡証拠金は受渡により決済を行う場合に必要となる証拠金額として、清算機関が定め</u></p>	<p>4. 証拠金について</p> <p>(1) (現行とおり)</p> <p>a 証拠金所要額</p> <p>同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の①から②を差し引いて得た額となります。</p> <p>*先物・オプション取引とは、国債先物取引、国債先物オプション取引、指数先物取引、指数オプション取引<u>及び有価証券オプション取引</u>をいいます。</p> <p>①SPAN証拠金額</p> <p>SPAN証拠金額は、先物・オプション取引の建玉についてSPANにより計算した証拠金額です。</p> <p>②ネット・オプション価値の総額</p> <p>ネット・オプション価値の総額は、買オプション価値の総額から売オプション価値の総額を差し引いて得た額です。買オプション価値及び売オプション価値は、次のとおりです。</p> <p>買オプション価値の総額</p> <p>:買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額</p> <p>売オプション価値の総額</p> <p>:売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額</p> <p>*オプション取引とは、国債先物オプション取引、指数オプション取引<u>及び有価証券オプション取引</u>をいいます。</p> <p>*清算価格は、原則として清算機関が定める理論価格とします。</p> <p>(追加)</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p><b>る証拠金額です。</b></p> <p>*取引受渡証拠金は、受渡を伴う商品先物取引についてのみ算出されます。</p> <p>b 受入証拠金の総額</p> <p>証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額+代用有価証券の額(有価証券の時価×掛目の合計) ±顧客の現金授受予定額</p> <p>*受入証拠金の総額は、先物・オプション取引口座ごとに計算します。</p> <p>*顧客の現金授受（受領又は支払）予定額 ：計算上の損益（利益又は損失）額（先物取引の相場の変動に基づく損益額－計算上の利益の払出額） ±顧客との間で授受を終了していない先物取引の決済損益額 ±顧客との間で授受を終了していないオプション取引の取引代金－顧客の負担すべきもので金融商品取引業者が必要と認める額</p> <p>*先物取引の相場の変動に基づく損益額は、新規の売付け又は買付けに係る約定数値（値段）と前取引日の清算数値（値段）との差額に基づき算出されます。なお、他の先物取引を、同じ先物・オプション取引口座において行っている場合には、その損益額を含みます。</p>	<p>*取引受渡証拠金は、受渡を伴う商品先物取引についてのみ算出されます。</p> <p>b 受入証拠金の総額</p> <p>証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額+代用有価証券の額(有価証券の時価×掛目) ±顧客の現金授受予定額</p> <p>*受入証拠金の総額は、先物・オプション取引口座ごとに計算します。</p> <p>*顧客の現金授受（受領又は支払）予定額 ：計算上の損益（利益又は損失）額（先物取引の相場の変動に基づく損益額－計算上の利益の払出額） ±顧客との間で授受を終了していない先物取引の決済損益額 ±顧客との間で授受を終了していないオプション取引の取引代金－顧客の負担すべきもので金融商品取引業者が必要と認める額</p> <p>*先物取引の相場の変動に基づく損益額は、新規の売付け又は買付けに係る約定数値（値段）と前取引日の清算数値（値段）との差額に基づき算出されます。なお、他の先物取引を、同じ先物・オプション取引口座において行っている場合には、その損益額を含みます。</p>

以 上